

令和2年4月1日

内部および外部通報窓口について

株式会社JCU

1. 目的

株式会社JCU（以下「弊社」といいます。）は、弊社グループの従業員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、その他弊社および弊社の子会社から賃金の支払いを受けて弊社および弊社の子会社に勤務し、又は勤務していた者、アドバイザリー契約により就業規則が適用されるアドバイザーおよび派遣社員（以下「従業員等」といいます。）並びに弊社グループのお取引先様の役職員（以下「お取引先様」といいます。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等（以下「不正行為」といいます。）に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、内部および外部通報窓口を設置しています。

2. 通報者

不正行為を通報しようとする従業員等およびお取引先様を「通報者」といいます。

3. 通報窓口

通報窓口は、外部の信頼できる法律事務所をお願いしています。

永松・横山法律事務所

担当:横山 敏秀 弁護士

住所:〒104-0028

東京都中央区八重洲 2-7-2 八重洲三井ビルディング 6階 603C号室

FAX:03-3516-1140

メール:jcu.hotline@n-lo.com

4. 通報の方法

通報の方法は、通報内容を明確にするため、日本語又は英語による電子メール、郵便又はFAXによるものとしています。

事案によっては、通報窓口による更なる聞き取り等が必要になる場合がありますので、原則、通報窓口からのコンタクトが可能な形で通報してください（コンタクトが不可能な場合、それ以降の調査等をせずに終了してしまう場合があります。）。

5. 調査

通報窓口に通報された内容は、弊社の常勤監査役（以下「常勤監査役」といいます。）に通知されます。常勤監査役は、調査チーム（以下「調査チーム」といいます。）を設置するなどして調査をします。

6. 報告

常勤監査役は、弊社の代表取締役会長又は適当と思われる者に調査結果を報告します。

7. 是正措置

弊社および弊社グループ各社は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合、速やかに是正措置および再発防止措置等を講じます。

8. 処分

弊社および弊社グループ各社は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合、当該不正行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を行うことができます。

9. 通報者の保護

①弊社および弊社グループ各社は、通報者が通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行いません。

②弊社および弊社グループ各社は、通報者が通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じます。

③弊社および弊社グループ各社は、通報者に対して不利益取扱い又は嫌がらせ等を行った者に対し、就業規則に従って、処分を行うことができます。

10. 通報関連情報の保護

常勤監査役、調査チームのメンバー、その他通報に関連する業務（調査、是正措置および再発防止措置を含むがこれらに限りません。）に関与した者（以下「対応関与者」といいます。）は、通報された内容および調査で得られた情報（以下「通報関連情報」といいます。）を、正当な理由なく開示してはならず、内部および外部通報管理規程の目的外に利用してはならないことになっています。また、弊社および弊社グループ各社は、正当な理由なく通報関連情報を開示した対応関与者に対し、就業規則に従って、処分を行うことができます。

11. 通知

弊社は、通報者に対し、調査結果および是正結果を遅滞なく通知します。但し、通報者に通知するのが適切でない場合はこの限りではありません。

12. 被通報者への配慮

弊社および弊社グループ各社は、調査結果および是正結果の通知をするに当たり、不正行為を行った、現に行っている、又は行おうとしていると通報された者（以下「被通報者」といいます。）のプライバシーおよび名誉に配慮します。

13. 不正の目的での通報

通報者は、虚偽の通報、被通報者や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的による通報を行ってはけません。弊社は、不正な目的等による通報を行った者に対し、就業規則等に従って、相当な措置をとることができます。

以上